

輒ち郡・縣の吏・民を會へて、務に勞へ、物賜ひ樂・作させ給ふ。甲午の日(廿九)、詔して近江、美濃、尾張、參河、遠江等の國より、供奉れる騎士の戸、及び諸國の荷丁(おほひのり)、行宮を造れる丁の、今年の調役を免し給ひ、詔して、天下の百姓の困乏くして窮れる者に、稻、男に三束、女に二束を賜はしむ。  
 夏四月、丙申の朔の丁酉の日(三)、大友宿禰友國に直大貳の位を贈ひ、并せて贈物を賜ふ。庚子の日(五)、四の畿内の百姓の、荷丁(おほひのり)と爲れる者の、今年の調役を除き給ふ。甲寅の日(十九)、使者を遣して廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。丙辰の日(廿二)、位有る親王より以下、進廣肆の位に至るまでに、難波の大藏の銀を賜ふこと各差あり。庚申の日(廿五)、詔して曰はく「凡そ繫囚、見徒、一に皆な原し散(ゆる)せ」。五月、乙丑の朔の庚午の日(六)、阿胡の行宮に御しまし、時に、贊進れる・紀伊國の本妻郡の人・阿古志海部河瀬麻呂等・兄弟三戸に、十年の調役、雜徭を復し、復た挾抄・八人に、今年の調役を免し給ふ。辛未の日(七)、相模國司、赤き鳥の雛・二隻を獻りて言さく「御浦郡に獲たり」と。丙子の日(十二)、吉野宮に幸す。庚辰の日(十六)、車駕、宮に還らせ給ふ。辛巳の日(十七)、大夫の調者を遣して、名ある山・岳・濱に祠(まつり)して請雨す。甲申の日(廿)、文忌寸智徳に直大壹の位を贈ひ、并せて贈物を賜ふ。丁亥の日(廿三)、淨廣肆の位・難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮祭らしむ。庚寅の日(廿六)、使者を遣して、幣を四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に奉らしめ、告すに新しき宮のことを以てす。  
 閏の五月、乙未の朔の丁酉の日(三)、大水あり、使を遣はして郡國を循行りて粟・貸し、災害ありて自存ふこと能はぬ者には、山・林・池・澤に漁し採ることを得せ令め、詔して京師および四の畿内に令ちて金光明經を講説しむ。戊戌の日(四)、沙門觀成に施・十五匹、綿・三十屯、布・五十端を賜ひて、其の所造る鉛粉を美め給ふ。丁未

の日(十三)、伊勢大神、天皇に奏して曰はく「伊勢國の今年の調役を免し給へ。然れども其の二の神郡より輸す應き赤引絲・參拾あまり五斤をば、來年より當に其代に折ぐ當し」と。己酉の日(十五)、筑紫大宰・幸・河内王等に詔して曰はく、「宜しく沙門をば大隅と阿多とに遣して、佛教を傳ふべし。復、大唐の大使・郭務儂が、近江の大津宮に御(みま)し、天皇(すめみかど)の爲に所造る阿彌陀の像を送り上れ」。  
 六月、甲子の朔の壬申の日(九)、郡國の長吏に勅して、各名ある山・岳・濱に禱らしむ。甲戌の日(十二)、大夫の調者を遣して、四の畿内に詣りて請雨せしむ。甲申の日(廿一)、直丁・八人に官位を賜ひて、其の大内陵を造りし時に、勤しみて懈らざりしことを美め給ふ。癸巳の日(廿四)、天皇、藤原の宮地を觀す。  
 秋七月、甲午の朔の乙未の日(三)、天下に大赦し給ふ。但し十惡、盜賊は赦例に在らず。是日、相模國司・布勢朝臣色布智等、御浦郡の少領(姓名を闕せり)と、赤鳥を獲たる者・鹿島臣權樟とに、位および祿を賜ひ、御浦郡の三年の調役を復さる。庚子の日(廿)、公卿に宴し給ふ。壬寅の日(廿九)、吉野宮に幸す。甲辰の日(十一)、使者を遣して廣瀨と龍田とを祀らしめ給ふ。辛酉の日(廿八)、車駕、宮に還り給ふ。是夜、熒惑(びんぎょく)と歳星(さいせい)と、一步の内に、乍は光り、乍は没れつ、相近づき相避ること四遍。  
 八月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、罪を赦し給ふ。己卯の日(廿)、飛鳥皇女の田莊に幸す。即日、宮に還らせ給ふ。九月、癸巳の朔の辛丑の日(九)、班田の大夫等を四の畿内に遣はし給ふ。丙午の日(十四)、神祇官より神寶の書・四卷、論・九箇、木印・一箇を奏上る。癸丑の日(廿一)、伊勢國司より嘉禾・二本を獻る。越前國司より白蛾を獻る。戊午の日(廿六)、詔して曰はく「白蛾を角鹿郡の浦上之濱に獲たり。故れ封を符飯神に増すこと二十戸、前に通はす」。  
 正訓日本書紀 卷第三十 (持統天皇)

冬十月、壬戌の朔の壬申の日(十二)、山田史・御形に、務廣肆の位を授け給ふ。前に沙門と爲りて、新羅に學問へり。癸酉の日(十二)、吉野宮に幸す。庚辰の日(十九)、車駕、宮に還り給ふ。

十一月、辛卯の朔の戊戌の日(八)、新羅より級余、朴憶德、金深薩等を遣して進調。新羅に遣はさむと擬ふる使、直廣肆の位・息長真人老、務大貳の位・川内忌寸連等に、祿を賜ふこと各差あり。辛丑の日(十二)、新羅の朴憶德に、難波館に饗たまひ祿たまふ。十二月、辛酉の朔の甲戌の日(十四)、普博士・續守言・藤弘格に、水田を人ごとに四町を賜ふ。甲申の日(廿四)、大夫等を遣して、新羅の調を、五社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足に奉る。

七年(一三五三)の春正月、辛卯の朔の壬辰の日(二)、淨廣壹の位を以て皇子高市に授け給ひ、淨廣貳の位を皇子長と皇子弓削とに授けたまふ。是日、詔して天下の百姓を令て、黄色衣を服せ令む。奴は(色)の衣。丁酉の日(七)、公卿大夫等に饗し給ふ。癸卯の日(十三)、京師及び畿内の、位有りて年八十より以上の人に、食・一頓、絶・二匹、綿・二屯、布・四端を賜ふ。乙巳の日(十五)、正廣參の位を以て百濟の王、善光に贈ひ、并せて贈物を賜ふ。丙午の日(十六)、京師の男・女の、年八十より以上、及び困乏して窮れる者に布を賜ふこと各差あり。船瀬の沙門・法鏡に水田三町を賜ふ。是日、漢人等、踏歌・奏る。

二月、庚申の朔の壬戌の日(三)、新羅より沙湊金江南、韓奈麻・金陽元等を遣はして、來て王の喪を赴す。己巳の日(十)、造京司・衣縫王等に詔して、所振る戸を收む。己丑の日(廿)、流來りし新羅人・牟自毛禮等、三十七人を以て、憶德等に付け賜ふ。三月、庚寅の朔の日、日有蝕之。甲午の日(五)、大學博士・勤廣貳の位・上村主百濟に、食封三十戸を賜ひ、以て儒道を優へ給ふ。乙未の日(廿)、吉野宮に幸す。庚子の日(廿一)、直大貳の位、

葛原朝臣・大嶋に贈物を賜ふ。壬寅の日(廿三)、天皇、吉野宮より至らせ給ふ。乙巳の日(廿六)、新羅に遣さむと擬へる使、直廣肆の位・息長真人老、勤大貳の位・大伴宿禰子君等、及び學問僧・辨通、神寂等に、綿、布を賜ふこと各差あり。又、新羅の王に贈物を賜ふ。丙午の日(廿七)、詔して、天下を令て桑・紵・梨・栗・蕪菁等の草木を殖うることを勸め、以て五穀を助け令む。

夏四月、庚申の朔の丙子の日(十七)、大夫、調者を遣して、諸社に詣でて雨を祈らしめ、又使者を遣はして廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛巳の日(廿二)、詔して内藏寮の九・大伴男人、賊(つらみ)に坐りて、位・二階を降し、見任官を解かる。典・鑰(つらみ)置始多久と、菟野大伴と、亦た賊に坐せられ、位一階を降して見任官を解かる。監・物・巨勢邑治は、物を己に入れずと雖も、情を知りて盜ま令めたり。故れ位・二階を降して見任官を解かる。然れども置始多久は、壬申年の役に勤勞あり。之故に赦之。但し賊は律の依に徵納む。

五月、己丑の朔の日、吉野宮に幸す。乙未の日(七)、天皇、吉野宮より至り給ふ。癸卯の日(十五)、無遮大會を内裏に設け給ふ。六月、己未の朔の日、高麗の沙門福嘉に、詔して俗に還す。壬戌の日(四)、直廣肆の位を以て、引田朝臣廣目、守君刈田、巨勢朝臣麻呂、葛原朝臣麻呂、巨勢朝臣多益須、丹比真人池守、紀朝臣麻呂の七人に授け給ふ。

秋七月、戊子の朔の甲午の日(七)、吉野宮に幸す。己亥の日(十二)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛丑の日(十四)、大夫調者を遣して、諸社に詣でて祈雨せしむ。癸卯の日(十六)、大夫調者を遣して、諸社に詣でて雨を請はしむ。是日、天皇、吉野より至り給ふ。八月の戊午の朔の日に、藤原宮地に幸す。戊寅の日(廿)、車駕、宮に還らせ給ふ。

九月の丁亥の朝の日、日蝕ゆること有り、辛卯の日(廿五)、多武嶺に幸す。壬辰の日(廿六)、車駕、宮に還らせ給ふ。丙申の日(廿七)、清見原天皇(武天)の爲に無遮大會を内裏に設け給ひ、繫囚を悉に原し遣る。壬寅の日(廿八)、直廣參の位を以て、蚊屋忌寸木間に贈ひ、并せて贖物を賜ひて、以て壬申年の役の功を褒めたまふ。冬十月、丁巳の朝の戊午の日(廿九)、詔し給はく「今年より始めて、親王より下つた進位に至るまでに、儲くる所の兵を觀はさむ。淨冠より直冠に至るまでは、人ごとに甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、韃一枚、鞍一具、靴一具、馬。勤冠より進冠に至るまでは、人ごとに大刀一口、弓一張、矢一具、韃一枚、鞍一具、靴一具、馬。己卯の日(廿三)、始めて仁王經を百國に講かしむ。四日にして畢れり。十一月、丙戌の朝の庚寅の日(廿五)、吉野宮に幸す。壬辰の日(廿七)、耽羅の王子、佐平等に物を賜ふこと各差あり。乙未の日(廿八)、車駕、宮に還らせ給ふ。己亥の日(廿九)、沙門法員、善往、眞義等を遣はして、試に近江國の益須郡の體泉を飲ましめ給ふ。戊申の日(廿三)、直大肆の位を以て、直廣肆の位、引田朝臣少麻呂に授け、并て食封五十戸を賜ふ。十二月、丙子の日(廿二)、陣法博士等を遣て、諸國に教習は遣め給ふ。

八年(三三)の春正月、乙酉の朝の丙戌の日(廿三)、正廣肆の位を以て、直大壹の位、布勢朝臣御主人と、大伴宿禰、御行とに授け給ひ、封を増し給ふこと人ごとに二百戸、前に通はせて五百戸、並に氏上と爲たまふ。辛卯の日(廿七)、公卿等に饗たまふ。己亥の日(廿五)、御齋を進る。庚子の日(廿六)、百官の人等に饗たまふ。辛丑の日(廿七)、漢人踏歌、奏る。五位より以上、射す。壬寅の日(廿八)、六位より以下、射す。四日にして畢れり。癸卯の日(廿九)、唐人、奏踏歌。乙巳の日(廿二)、藤原宮に幸して即日宮に還り給ふ。丁未の日(廿三)、務廣肆等の位を以て、大唐・七人と順・二人とに授け給ふ。戊申の日(廿四)、吉野宮に幸す。

三月の甲申の朝の日、日蝕ること有り。乙酉の日(廿三)、直廣肆の位、大宅朝臣麻呂、勤大貳の位、藤忌寸八島、黃書連、本實等をば鑄錢司(のつせせ)に拜す。甲午の日(廿二)、詔して曰はく「凡そ無位人を以て郡司に任くるには、進廣貳の位を以て大領に授け、進大參の位を以て小領に授けむ」。己亥の日(廿六)、詔して曰はく「粵に七年・歲次・癸巳の年を以て、體泉、近江國の益須の郡の都賀山に湧けり。諸の疾病ども益須寺に停宿りて、療差者・衆し。故れ水田四町、布六十端を入れ、益須郡の今年の調役、雜の條を原し除め、國司頭より目に至るまでに、位一階を進め、其の初て體泉を驗めし者・葛野羽衝、百濟土羅々々に、人ごとに絶・二匹、布十端、銀十口を賜ふ。乙巳の日(廿二)、幣を諸社に奉る。丙午の日(廿三)、神祇官の頭より祝部等に至るまで、一百六十四人に、絶、布を賜ふこと各差あり。

夏四月、甲寅の朝の戊午の日(廿五)、淨大肆の位を以て、筑紫大宰、率河内王に贈ひ、并せて贖物を賜ふ。庚申の日(廿七)、吉野宮に幸す。丙寅の日(廿三)、使者を遣して、廣瀬大忌神と、龍田風神とを祀らしむ。丁卯の日(廿四)、天皇、吉野宮より至り給ふ。庚午の日(廿七)、律師・道光に贖物を賜ふ。五月、癸未の朝の戊子の日(廿六)、公卿大夫に内裏に饗たまふ。癸巳の日(廿二)、金光明經・一百部を以て、諸國に送置きて、必ず年毎の五月の上、玄に取りて之を讀め、其の布施は、當國の官物を以て充之とのたまふ。六月、癸丑の朝の庚申の日(廿八)、河内國の更荒郡より白山鷄を獻る。仍て更荒郡の大領、小領に、位をば人ごとに一級を賜ひ、并せて進廣貳の位を以て、獲へたる者・刑部造、韓國に賜ひ、并せて物賜ふ。秋七月、癸未の朝の丙戌の日(廿四)、巡察使を諸國に遣はし給ふ。丁酉の日(廿五)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。八月、壬子の朝の戊辰の日(廿七)、皇女飛鳥の爲に沙門一百四口を度せしむ。九月、壬午の朝の日、

日蝕ること有り。乙酉の日(四)、吉野宮に幸す。癸卯の日(廿二)、淨廣肆の位・三野王を以て、筑紫大宰率に拜し給ふ。

冬十月、辛亥の朝の庚午の日(廿)、進大驛の位を以て、白き蝙蝠を獲たる者飛騨國の荒城郡・弟國部弟日に賜ひ、并せて絶四匹、綿四屯、布十端を賜はり、其の戸の課の役は、身を限りて悉に免し給ふ。十一月、辛巳の朝の丙午の日(廿六)、殊死より以下を赦し給ふ。十二月、庚戌の朝の乙卯の日(廿八)、藤原宮に遷居す。戊午の日(廿九)、百官・朝拜す。己未の日(卅)、親王より以下、郡司等に至るまでに、絶、綿、布を賜ふこと各差あり。辛酉の日(卅二)、公卿大夫に宴したまふ。

九年(乙未年)の春正月、庚辰の朝の甲申の日(五)、淨廣貳の位を以て、皇子舍人に授け給ふ。丙戌の日(七)、公卿大夫に内裏に饗し給ふ。甲午の日(十五)、御薪進る。乙未の日(十六)、百官の人等に饗たまふ。丙申の日(十七)、射す。四日にして畢れり。閏二月、己卯の朝の丙戌の日(廿八)、吉野宮に幸す。癸巳の日(廿七)、車駕宮に還らせ給ふ。三月、戊申の朝の己酉の日(三)、新羅より王子・金良琳、補命・薩滄・朴強國等、及び韓奈麻・金周漢、金忠仙等を遣はして、國政を奏請し、且つ調進り、物獻る。己未の日(廿二)、吉野宮に幸す。壬戌の日(廿五)、天皇、吉野より至らせ給ふ。庚午の日(廿三)、務廣貳の位・文忌寸博勢、進廣參の位・下譯諸田等を多福に遣はして、豐の所居を求めしむ。

夏四月、戊寅の朝の丙戌の日(九)、使者を遣して、廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。甲午の日(十七)、直廣參の位を以て、賀茂朝臣蝦夷に贈ひ、併せて贈物を賜ふ(本位は勳大壹)。直大驛を以て文忌寸赤麻呂に贈たまひ、并せて贈物を賜ふ(本位は大山中)。五月の丁未の朝の己未の日(廿三)、大隅軍人に饗たまふ。丁卯

の日(廿)、軍人の相撲(廿五)を西槻下に觀そなはず。六月、丁丑の朝の己卯の日(廿三)、大夫調者を遣して、京師および四畿内の諸社に詣でて請雨せしむ。壬辰の日(廿六)、諸臣の年八十より以上、および痲疾に賞賜ふこと各差あり。甲午の日(十八)、吉野宮に幸す。壬寅の日(廿六)、吉野より至り給ふ。

秋七月、丙午の朝の戊辰の日(三十)、使者を遣はして、廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛未の日(廿六)、新羅に遣さむと擬ふる使・直廣肆の位・小野朝臣毛野、務大貳の位・伊吉連博徳等に物を賜ふこと各差あり。八月、丙子の朝の己亥の日(四)、吉野宮に幸す。九月、乙巳の朝の日、吉野より至り給ふ。戊申の日(四)、行穢徒繁を原放し給ふ。庚戌の日(六)、小野朝臣毛野等、新羅に發向す。十月、乙亥の朝の乙酉の日(十一)、菟田吉隱に幸す。丙戌の日(十二)、吉野より至らせ給ふ。十二月、甲戌の朝の戊寅の日(廿五)、吉野宮に幸す。丙戌の日(廿三)、

吉野より至らせ給ふ。淨大驛の位・泊瀬王に贈物を賜ふ。十年(丙申年)の春正月、甲辰の朝の庚戌の日(七)、公卿大夫に饗たまふ。甲寅の日(十二)、直大驛の位を以て、百濟の王・南典に授け給ふ。戊午の日(十五)、御薪進る。己未の日(十六)、公卿・百寮の人等に饗たまふ。辛酉の日(十八)、公卿・百寮、南門に射す。二月、癸酉の朝の乙亥の日(廿三)、吉野宮に幸す。乙酉の日(廿二)、吉野より至らせ給ふ。三月、癸卯の朝の乙巳の日(三)、二槻宮に幸す。甲寅の日(十二)、越の渡島の蝦夷、伊奈理

武志と肅慎の志良字叡草とに、錦の袍袴、緋紺の絶、斧等を賜ふ。夏四月、壬申の朝の辛巳の日(廿)、使者を遣して、廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。戊戌の日(廿七)、追大貳の位を以て、伊豫國の風速郡の物部藥と、肥後國の皮石郡の壬生諸石とに授け給ひ、并せて人ごとに絶四匹、絲十絢、布二十端、銀二十口、稻一千束、水田四町を賜ひ、戸の調役を復し、以て久しく唐地に苦みし事を慰め給ふ。

己亥の日(八廿)、吉野宮に幸す。五月、壬寅の朔の甲辰の日(三)、大錦上・秦造綱手に、姓を贈ひて忌寸と爲たまふ。乙巳の日(四)、吉野より至らせ給ふ。己酉の日(八)、直廣肆の位を以て、尾張宿禰大隅に授け給ひ、並びに水田四十町を賜ふ。甲寅の日(十三)、直廣肆の位を以て、大狗連・百枝に贈ひ、并せて贈物を賜ふ。六月、辛未の朔の戊子の日(十八)、吉野宮に幸す。丙申の日(二十)、吉野より至らせ給ふ。

秋七月、辛丑の朔の日、日蝕ゆること有り。壬寅の日(三)、罪人を赦し給ふ。戊申の日(八)、使者を遣して、廣瀨大忌神と龍田風神とを祀らしむ。庚戌の日(十)、後皇子尊薨せ給ふ。

八月、庚午の朔の甲午の日(五廿)、直廣壹の位を以て、多臣品治に授け給ひ、并せて物を賜へり。元より從ひ奉りし功と、堅く關を守る事とを褒美てなり。九月、庚子の朔の甲寅の日(十五)、直大壹の位を以て、若櫻部朝臣五百瀬に贈ひ、并せて贈物を賜ひ、以て元より從ひ奉りし功を顯し給ふ。

冬十月、己巳の朔の乙酉の日(廿七)、右大臣丹比真人に、輿と杖とを賜ひ、以て致事を哀れみ給ふ。庚寅の日(三十一)、正廣參の位・右大臣・丹比真人に、資人一百あまり二十人、正廣肆の位・大納言・阿倍朝臣御主人、大伴宿禰御行には、並びに八十人、直廣壹の位・石上朝臣麻呂、直廣貳の位・藤原朝臣不比等には、並びに五十人を假し賜はれり。十一月、己亥の朔の戊申の日(廿)、大官大寺の沙門・辨通に、食封三十戸を賜ふ。十二月、己巳の日の朔、勅旨して金光明經を讀講かしめ、毎年の十二月の晦日に、淨行者十人を度せしめ給ふ。

十一年(丁酉年)の春正月、戊戌の朔の甲辰の日(廿七)、公卿大夫等に饗たまふ。戊申の日(十二)、天下の録・寡・孤・獨・篤・篤・貧しくして自存こと能はざる者に稻を賜ふこと各差あり。癸丑の日(廿六)、公卿・百寮に饗たまふ。二月、丁卯の日の朔の甲午の日(八廿)、直廣壹の位・當麻真人國見を以て、東宮大傅と爲し、直廣

參の位・路真人跡見を以て、春宮大夫と爲し、直大肆の位・巨勢朝臣粟持を以て亮と爲たまふ。

三月、丁酉の朔の甲辰(八)、無遮大會を春宮に設け給ふ。夏四月、丙寅の朔の己巳(四)、滿選者に、淨位より直位に至るまでに授け給ふこと各差あり。壬申(七)、吉野宮に幸す。己卯(十四)、使者を遣して、廣瀨と龍田とを祀らしむ。是日、吉野より至らせ給ふ。五月、丙申の朔の癸卯(八)、大夫の調者遣はして、諸社に詣でて請雨せしむ。六月、丙寅の朔の丁卯の日(三)、罪人を赦し給ふ。辛未の日(廿六)、詔して、經を京・畿の諸寺に讀ましめ給ふ。辛巳(廿六)、五以下を遣はして、京の寺を掃灑めしむ。甲申の日(廿九)、幣を神祇に班ち遣し給ふ。辛卯(六廿)、公卿・百寮、始めて天皇の病の爲に、所願る佛像を造りまつる。癸巳の日(八廿)、大夫の調者を遣はして、諸社に詣でて請雨せしむ。

秋七月、乙未の朔の辛丑の日(七)、夜半に、盜賊を鏝く一百あまり九人を常赦す。(季治云、此の條・原本頗る錯誤あり。今之れを訂せり。委しくは次頁に記すべし。)仍りて布を賜ふこと人ごとに四常。但し外國の者には、稻・人ごとに二十束。丙午の日(廿三)、使者を遣して、廣瀨と龍田とを祀らしめ給ふ。癸亥の日(九廿)、公卿・百寮、佛眼を開しまつる會を、藥師寺に設く。八月、乙丑の日の朔、天皇、策を禁中に定めまして、皇太子に禪天皇位たまふ。

日本書紀 卷第三十 終

附記 持統天皇紀、十一年秋七月、乙未の朝の辛丑の紀事(前頁九行)、流布本には、『赦<sup>ヒツム</sup>常<sup>ヒツム</sup>鑿<sup>ヒツム</sup>盜<sup>ヒツム</sup>人<sup>ヒツム</sup>一百九人』(常の字にヒタと傍訓せるは、常陸など云ふに據りて押當てたる後人の僭事なり。』とありて、讀む能はず亦た釋くことを得ず。古來紀中の最大難儀としたれど、是は、『常<sup>ヒツム</sup>赦<sup>ヒツム</sup>・鑿<sup>ヒツム</sup>盜<sup>ヒツム</sup>人<sup>ヒツム</sup>一百九人』とありしを寫し誤れるなり。即ち『常<sup>ヒツム</sup>赦<sup>ヒツム</sup>』を顛倒して『赦<sup>ヒツム</sup>常<sup>ヒツム</sup>』に誤り、『鑿<sup>ヒツム</sup>』を『鑿<sup>ヒツム</sup>』(かゝる字は、世に有ること無し)に寫し僭めたるなり。(草字彙を按ずるに、屬の草書は、嬰の草書と眞に酷似す。之に因りて寫し誤れるものと知られたり。)さて鑿は除と同じ。即ち、『盜<sup>ヒツム</sup>人<sup>ヒツム</sup>を鑿<sup>ヒツム</sup>く一百九人を常赦す。』と訓むを正しとす。されば其の文意は、先の三年紀・二二二頁、及び四年紀・二二五頁に、『天下に大赦し給ふ。唯し常赦に免<sup>ヒツム</sup>されざる所をば赦す例に在らず。』また五年紀・二一九頁に、『大<sup>ヒツム</sup>きに天下に赦<sup>ヒツム</sup>し給ふ。但し盜人は赦例に在らず。(六年紀の二二二頁、及び二二三頁にも同様の紀事あり。』とありと同じく、甚だ明瞭なる文にして疑義あること無し。(季治識す)

# 正訓日本書紀終

143/1  
914  
518  
232

昭和十五年十一月十六日印  
昭和十五年十一月二十日發

增補正訓日本書紀通釋第二冊  
定價拾五圓

著者 飯田武郷

版權繼承者 飯田季治

發行者 東京市麹町區九段一丁目十六番地 山縣精一

印刷者 東京市神田區錦保町三丁目二十九番地 大貫善次郎

東京市麹町區九段一丁目十六番地 欽傍書房內

發行所 日本書紀通釋刊行會

定限部百五

電話九段(33)四九七二番  
振替口座 東京一六六六四六番

本製・刷印・社會式株刷印本製山

41  
103,

終